

日 退 教

事務局速報

日本退職教職員協議会

発行責任者 竹田邦明

14-9号 2015年2月2日

FAX送信【2枚】

2015年度（平成27年度）の年金額は0.9%引き上げ

「マクロ経済スライド」4月から初適用 実質目減り

受給者の受取額が変わるのは、通常4月分の年金が支払われる6月から
共済年金も同内容の改定

厚生労働省はさる1月30日、2015年度の公的年金改定率を本来より1.4ポイント低い0.9%にとどめることを決め公表しました。物価が上昇基調に転じたため、4月から年金の伸び率を物価や賃金の伸びより抑える「マクロ経済スライド」が初めて適用されます。

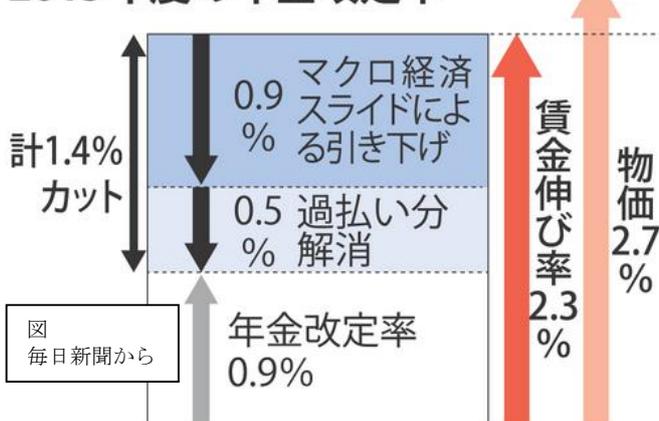
年金改定率は前年の物価に連動させるのが原則。ただし、物価上昇率が現役世代の過去3年度分の平均賃金改定率を上

回った場合は賃金の伸びにそろえます【裏面参照】。1月30日に総務省が公表した14年の物価上昇率は2.7%（生鮮食品を含む）、過去3年度分の賃金の伸び率は2.3%で、従来なら今年4月からの年金は前年比2.3%増となるはずでした。

しかし、15年度はマクロ経済スライド【裏面参照】が適用されるため、年金の伸び率は本来の2.3%からマクロスライド調整率(0.9%)を差し引いた数値となります。(マクロ経済スライドは07年度から適用予定でしたが、物価が下がるデフレ時には適用しないなどの決まりがあり、これまでは一度も適用されていませんでした。)

さらに、特例水準の解消（過去の物価下落時に年金を下げなかった分【裏面参照】）を調整するため、0.5%引き下げられます。このため、年金の伸び率は計1.4%低くなり、前年比0.9%増に抑えられることとなりました。

2015年度の年金改定率



ただし、特例水準の解消との関係で

- ・1936年度（昭和11年度）以前生まれの方 0.9%（特例水準▲0.5%解消）
- ・1937年度（昭和12年度）生まれの方 1.3%（特例水準▲0.1%解消）
- ・1938年度（昭和13年度）以降生まれの方 1.4%（特例水準は2014年度で解消済み）
となります。

【2015 年度の新規裁定者の年金額の例】

	2014 年度 (H26 年度) (月額) ※1	2015 年度 (H27 年度) (月額) ※2
国民年金 (老齢基礎年金 (満額) : 1 人分)	64,400 円	65,008 円 (+608 円)
厚生年金※3 (夫婦 2 人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額)	219,066 円	221,507 円 (+2,441 円)

- ※1 2014 年度の基礎年金 (厚生年金に含まれている夫婦 2 人分の基礎年金を含む) は、特例水準の額であり、本来水準よりも 0.5% 高い水準となっています。
- ※2 2015 年度は、特例水準が解消した後の本来水準の年金額となっているため、2014 年度の特例水準の年金額からの改定率は、基礎年金は 0.9% となっています。また、厚生年金 (報酬比例部分) は、2015 年度の新規裁定者 (67 歳以下の方) においては 2014 年度時点で特例水準の残余がないことから、改定率は 1.4% となっています。なお、実際に引上げとなる額については、端数処理などの理由により、2014 年度の年金額の 0.9% (報酬比例部分については 1.4%) に相当する額と完全に一致するものではありません。
- ※3 厚生年金は、夫が平均的収入 (平均標準報酬 (賞与含む月額換算) 42.8 万円) で 40 年間就業し、妻がその期間すべて専業主婦であった世帯が年金を受け取り始める場合の給付水準で、本来水準の計算式によって算出しています。

【年金額の改定ルールについて】

法律上、本来想定している年金額 (以下「本来水準の年金額」という。) の改定ルールでは、年金額は現役世代の賃金水準に連動する仕組みとなっています。年金を受給し始める際の年金額 (新規裁定年金) は名目手取り賃金変動率によって改定し、受給中の年金額 (既裁定年金) は購買力を維持する観点から物価変動率により、改定することとされています。ただし、給付と負担の長期的な均衡を保つなどの観点などから、賃金水準の変動よりも物価水準の変動が大きい場合には、既裁定年金も名目手取り賃金変動率で改定される旨が法律に規定されています。

【特例水準の解消について】

2013 年 (平成 25 年) 9 月分までの年金

は、2000 年度 (平成 12 年度) から 2002 年度 (平成 14 年度) にかけて、物価下落時に、特例法でマイナスの物価スライドを行わず年金額を据え置いたことなどで、本来の年金額より 2.5% 高い水準 (特例水準) で支払われていました。

2012 年 (平成 24 年) に成立した法律により、特例水準の計画的な解消を図ることが定められました。本来水準の年金額との差である 2.5% の解消スケジュールは、2013 年 (平成 25 年 10 月) から▲1.0%、2014 年 (平成 26 年) 4 月から▲1.0%、2015 年 (平成 27 年) 4 月から▲0.5% となっています。

【マクロ経済スライドとは】

「年金額を決める際、物価や賃金だけでなく、年金の支え手である現役世代の減少や、高齢化により年金を受ける期間が延びることなどを反映させる仕組みのこと。2004 年の年金改正で導入され、これにより年金の給付水準を抑制しようとするもの。具体的には、賃金の伸びや物価の伸びからスライド調整率 (公的年金全体の被保険者の減少率 $x\%$ 、平均余命の増加 $y\%$) を差し引く。その間は物価や賃金が大きく伸びても $x \times y\%$ 削減される。ただし、年金が名目以下になる場合は、年金額の伸びがゼロの時点でとどめられるので、名目の年金額がマイナスになることはない。」とするもの。

2015 年度のスライド調整率 (▲0.9%)

= 公的年金被保険者数の変動率 (▲0.6%) × 平均余命の伸び率 (▲0.3%)